

入学料・授業料免除申請システム（前期申請用）の入力方法【日本人学生用】

1. 入学料・授業料免除申請システム

申請システムの申請は、1次申請期間最終日の23:59まで入力が可能です。

前のページに戻る場合は、ブラウザの「戻る」ボタンは使用せず、画面内の「戻る」ボタンを使用してください。ブラウザの「戻る」ボタンを使用すると入力内容が消える恐れがあります。

「次へ」のボタンを使用するとその時点のデータを保存します。修正があれば「戻る」ボタンで修正してください。

※下図と申請システム上の表記が異なる場合がありますので、ご注意ください。

(1) 入力の際の注意事項

内容を確認し、「チェック」を行ってから、「次へ」進んでください。

入力の際の注意事項

本「入学料・授業料免除申請システム」の入力については、本学公式ウェブサイトにある「入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請のしおり」または「授業料免除申請のしおり」及び「申請システムの入力方法」をよくお読みになり、下の「※入力の際の注意事項を確認しました。」にチェックし、「次へ」ボタンを押してください。

☒ ※入力の際の注意事項を確認しました。

パソコンやスマートフォンの環境確認

ご利用になるパソコンやスマートフォンの環境を確認してください

PC推奨環境

ブラウザバージョン

推奨チェック	Windows環境の場合	Mac環境の場合
	Google Chrome Microsoft Edge	Safari Google Chrome

PDF閲覧ソフトバージョン

推奨チェック	Windows環境の場合	Mac環境の場合
	Adobe Acrobat Reader DC ※Windows8.1、Windows10の「リーダー」は推奨環境外です。 ※ブラウザ専用PDF Viewerは推奨環境外です。	Adobe Acrobat Reader DC ※macOSのプレビューは推奨環境外です。 ※ブラウザ専用PDF Viewerは推奨環境外です。

モバイル端末推奨環境

※下記は推奨環境ですが、お使いの環境によっては一部機能が動作しないことがあります。その場合はPCをご使用ください。

OSバージョン

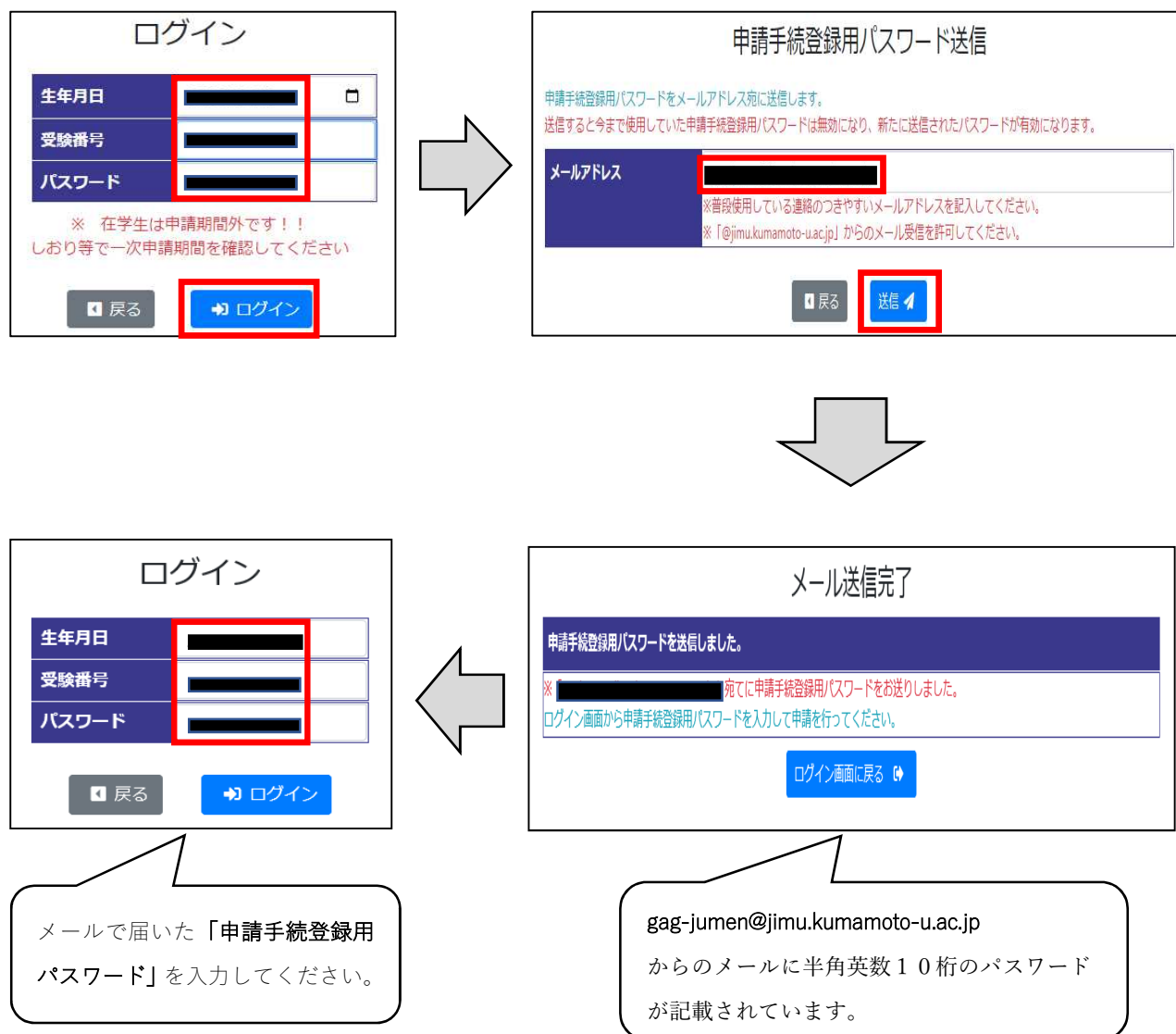
推奨チェック	Android環境の場合	iOS環境の場合
	Android 10.XX 以降 Android Chrome	iOS 14.XX 以降 Safari

(2) ログイン

新入生（大学院学内進学者を含む。）の場合

2段階認証となっています。本学公式ウェブサイトの「入学科・授業料免除申請システム（リンク）」からアクセスし、生年月日、受験番号、合格通知書に記載の仮パスワード（半角小文字のアルファベットと数字8桁）を入力して、「ログイン」してください。（パスワードは10回間違えると、入力できなくなります。もし入力できなくなった場合は、学生生活課経済支援担当へメール（gag-jumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp）で連絡してください。）

下のような画面になるため、メールアドレスを入力し、送信ボタンをクリックすると、すぐに入力したメールアドレス宛てに、パスワードが届きます。そのパスワードを入力し、再度システムにログインしてください。メールが届かない場合は、メールアドレスが間違っていないか確認し、迷惑メール設定の確認（「@jimu.kumamoto-u.ac.jp」の受信設定）をして、再度「送信」をクリックしてください。



在学生（２年次以上）の場合

本学公式ウェブサイトの「入学科・授業料免除申請システム（リンク）」からアクセスし、熊本大学統合認証システム（熊本大学ポータル）のID、パスワードを入力して、ログインしてください。既に熊本大学統合認証システム（熊本大学ポータル）にログインしている場合はP 1（1）の「入力の際の注意事項」から進んでください。

(3) 申請者、家族等の情報入力

画面に従い、申請者、家族等に関する情報を入力してください。

- ・ 入学科・授業料免除及び入学科徴収猶予申請の確認（学部新入生のみ）
- ・ 申請の種類
- ・ 申請書（基本情報）の入力（1/10）
- ・ 申請書（申請理由）の入力（2/10）
- ・ 家庭調査票（基本情報）の入力（3/10）
- ・ 家庭調査票（就学者を除く）の入力（4/10）
- ・ 家庭調査票（就学者等）の入力（5/10）
- ・ 家庭調査票（特別控除）の入力（6/10）
- ・ アルバイト収入状況の入力（7/10）
- ・ 奨学金受給状況の入力（8/10）
- ・ 入力内容確認（9/10）
- ・ 必要書類の印刷（10/10）

※ 申請区分（P 6 参照）により入力画面が変わります。

※ 入力項目の年月日は「西暦」での入力となります。

※ ログアウトは画面右上からできます。

次ページより各画面の入力について説明します。

※以下の「入学科・授業料免除及び入学科徴収猶予申請の確認」は学部新入生のみです。

入学科・授業料免除及び入学科徴収猶予申請の確認

入学手続き時の申請で何番を選択しましたか？			
② 給付奨学金決定者（支援区分：第Ⅱ・Ⅲ）で免除及び本人負担額の入学科徴収猶予申請			
番号	本学独自の免除制度	対象者	現在の状況
①		修学支援新制度認定済み	給付奨学金：決定者
②	×		支援区分:第Ⅰ区分 支援区分:第Ⅱ区分 支援区分:第Ⅲ区分 支援区分:第Ⅱ区分 支援区分:第Ⅲ区分 「入学科徴収猶予（入学科の納付延期）希望者」
③		修学支援新制度在学採用申請予定者	給付奨学金:大学入学後（4月以降）申請する者
④		修学支援新制度の進学要件外者（多浪生枠）	「入学科徴収猶予（入学科の納付延期）希望者」 + 授業料免除
⑤	○	修学支援新制度の対象外者	「入学科徴収猶予（入学科の納付延期）希望者」
⑥	○	修学支援新制度認定済み + 災害枠	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水 「入学科徴収猶予（入学科の納付延期）希望者」 + 授業料免除
⑦	○	修学支援新制度認定済み + 災害枠 + コロナ枠	全壊 大規模半壊 半壊又は床上浸水 「入学科徴収猶予（入学科の納付延期）希望者」 + 授業料免除
⑧	○	修学支援新制度の対象外者 + 災害枠	学費負担者が災害救助法適用地域に居住し、被災した場合 ※公的機関による罹災証明（全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水）が必要 ※災害発生後1年以内に納付する入学科及び授業料が対象
⑨	○	学費負担者の死亡等（入学前1年以内に限り）	入学前1年以内に、災害救助法が適用された自然災害で学費負担者が死亡（含行方不明）した場合 ※給付奨学金決定者（支援区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は大学入学後（4月以降）申請予定者は、申請のしおりを確認して該当する書類を提出してください。
⑩	○	学費負担者の死亡等（入学前1年以内に限り）	入学前1年以内に、学費負担者の死亡、又は入学者若しくは学費負担者が風水害等の被害を受けた場合 ※給付奨学金決定者（支援区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は大学入学後（4月以降）申請予定者は、申請のしおりを確認して該当する書類を提出してください。
⑪	○	私費外国人留学生	

戻る

次へ

- ① 給付奨学金決定者（支援区分：第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）で免除のみ申請
 ② 給付奨学金決定者（支援区分：第Ⅱ・Ⅲ）で免除及び本人負担額の入学科徴収猶予申請
 ③ 給付奨学金を大学入学後（4月以降）申請する者で免除のみ申請
 ④ 給付奨学金を大学入学後（4月以降）申請する者で、免除及び本人負担額が発生した場合の入学科徴収猶予申請
 ⑤ 給付奨学金の要件外者で、多浪生枠で申請又は入学科徴収猶予申請
 ⑥ 給付奨学金を大学入学後（4月以降）申請予定で、災害枠又はコロナ枠を併せて申請
 ⑦ 給付奨学金決定者で、災害枠又はコロナ枠を併せて申請
 ⑧ 給付奨学金の要件外者で、災害枠又はコロナ枠で申請
 ⑨ 災害枠 災害救助法が適用された自然災害で入学前1年以内に学費負担者が死亡等の場合
 ⑩ 学費負担者の死亡等（入学前1年以内に学費負担者の死亡又は入学者若しくは学費負担者が風水害を受けた場合）
 ⑪ 私費外国人留学生

・申請番号①③は本システム利用対象者ではありません。本学HPでご確認ください。

学部新入生の例

申請番号 ②④

②で「支援区分：第Ⅱ区分」
を持っている人の場合

申請の種類

日本人・留学生区分	日本人学生
入学料申請	徴収猶予（納付延期）申請 ※入学料免除申請をする場合は、徴収猶予（納付延期）申請も併願することをおすすめします。 ※申請しない場合は「非該当」を選択 ※進学者選考合格者は入学料申請の必要はありませんので、「非該当」表示となります。
申請区分 1	一般枠 一般枠以外での申請対象は、以下のとおりです。 詳細は「授業料免除申請のしおり」で確認してください。 ○ 学費負担者死亡等枠 ① 免除申請 6ヶ月以内（新入生は入学前 1年以内）に、学費負担者が死亡又は風水害等の災害（災害救助法適用外）を受けたことにより授業料の納付が著しく困難な者 ② 災害発生後 1年以内の災害において、学費負担者が災害救助法適用地域に居住し、学費負担者が死亡（行方不明を含む）したことにより授業料の納付が著しく困難な者 ※私費留学生は学生本人（又はその配偶者）が学費負担者となります。 ○ 災害枠（災害救助法適用）：災害発生後 1年以内の災害において、学費負担者が災害救助法適用地域に居住し、学費負担者の家屋が公的機関発行の罹災証明書により被災（全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水）したことを証明された者 ○ コロナ枠：新型コロナウイルス感染症の拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受けた者又は新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が 1/2 以下になったことにより授業料の納付が著しく困難な者 ○ 修学支援新制度要件外枠：日本人学部学生で修学支援新制度の認定要件外となっている者のうち高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から大学に入学した日までの期間が 2年を超えている者（多浪生）
申請区分 2	前期申請 支援区分あり(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)

大学院新入生の例

申請の種類

日本人・留学生区分	日本人学生
入学料申請	併願（免除申請＋徴収猶予（納付延期）申請） ※入学料免除申請をする場合は、徴収猶予（納付延期）申請も併願することをおすすめします。 ※申請しない場合は「非該当」を選択 ※進学者選考合格者は入学料申請の必要はありませんので、「非該当」表示となります。
授業料申請	免除申請 ※徴収猶予（納付延期）申請及び分納申請は所属学部等の教務担当にご相談ください。 ※申請しない場合は「非該当」を選択
申請区分 1	一般枠 一般枠以外での申請対象は、以下のとおりです。 詳細は「授業料免除申請のしおり」で確認してください。 ○ 学費負担者死亡等枠 ① 免除申請 6ヶ月以内（新入生は入学前 1年以内）に、学費負担者が死亡又は風水害等の災害（災害救助法適用外）を受けたことにより授業料の納付が著しく困難な者 ② 災害発生後 1年以内の災害において、学費負担者が災害救助法適用地域に居住し、学費負担者が死亡（行方不明を含む）したことにより授業料の納付が著しく困難な者 ※私費留学生は学生本人（又はその配偶者）が学費負担者となります。 ○ 災害枠（災害救助法適用）：災害発生後 1年以内の災害において、学費負担者が災害救助法適用地域に居住し、学費負担者の家屋が公的機関発行の罹災証明書により被災（全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水）したことを証明された者 ○ コロナ枠：新型コロナウイルス感染症の拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受けた者又は新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が 1/2 以下になったことにより授業料の納付が著しく困難な者 ○ 修学支援新制度要件外枠：日本人学部学生で修学支援新制度の認定要件外となっている者のうち高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から大学に入学した日までの期間が 2年を超えている者（多浪生）
申請区分 2	通年申請

大学院在学生の例

申請の種類

日本人・留学生区分	日本人学生
入学料申請	非該当 ※入学料免除申請をする場合は、徴収猶予（納付延期）申請も併願することをおすすめします。 ※申請しない場合は「非該当」を選択 ※進学者選考合格者は入学料申請の必要はありませんので、「非該当」表示となります。
授業料申請	免除申請 ※徴収猶予（納付延期）申請及び分納申請は所属学部等の教務担当にご相談ください。 ※申請しない場合は「非該当」を選択
申請区分 1	一般枠 一般枠以外での申請対象は、以下のとおりです。 詳細は「授業料免除申請のしおり」で確認してください。 ○ 学費負担者死亡等枠 ① 免除申請 6ヶ月以内（新入生は入学前 1年以内）に、学費負担者が死亡又は風水害等の災害（災害救助法適用外）を受けたことにより授業料の納付が著しく困難な者 ② 災害発生後 1年以内の災害において、学費負担者が災害救助法適用地域に居住し、学費負担者が死亡（行方不明を含む）したことにより授業料の納付が著しく困難な者 ※私費留学生は学生本人（又はその配偶者）が学費負担者となります。 ○ 災害枠（災害救助法適用）：災害発生後 1年以内の災害において、学費負担者が災害救助法適用地域に居住し、学費負担者の家屋が公的機関発行の罹災証明書により被災（全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水）したことを証明された者 ○ コロナ枠：新型コロナウイルス感染症の拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受けた者又は新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が 1/2 以下になったことにより授業料の納付が著しく困難な者 ○ 修学支援新制度要件外枠：日本人学部学生で修学支援新制度の認定要件外となっている者のうち高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から大学に入学した日までの期間が 2年を超えている者（多浪生）
申請区分 2	通年申請

○「申請の種類」の選択肢

日本人・留学生区分

- ・日本人学生
- ・私費外国人留学生

入学料申請

- ・併願（免除申請＋徴収猶予（納付延期）申請）
- ・免除申請
- ・徴収猶予（納付延期）申請
- ・非該当

授業料申請

- ・免除申請
- ・非該当

申請区分1

- ・一般枠
- ・学資負担者死亡等枠
 - 免除申請6ヶ月以内（新入生は入学前1年以内）に、学資負担者が死亡又は風水害等の災害（災害救助法適用外）を受けたことにより授業料の納付が著しく困難な者
 - 災害発生後1年以内の災害において、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、学資負担者が死亡（行方不明を含む。）したことにより授業料の納付が著しく困難な者

※私費留学生は学生本人（又はその配偶者）が学資負担者となります。
- ・災害枠（災害救助法適用）

災害発生後1年以内の災害において、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、学資負担者の家屋が公的機関発行の罹災証明書により被災（全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水）したことを証明された者
- ・コロナ枠

新型コロナウイルス感染症の拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受給した者又は新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が1/2以下になったことにより授業料の納付が著しく困難な者
- ・修学支援新制度要件外枠

日本人学部学生で修学支援新制度の認定要件外となっている者のうち高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から大学に入学した日までの期間が2年を超えている者（多浪生）

申請区分2

- ・通年申請
- ・前期申請

< 「一般枠」の選択肢> → 操作説明は P 8 ～

申請区分 1	一般枠	修学支援区分
高等教育の修学支援新制度の支援区分 (学部生の対象項目です。)		・ 支援区分あり (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) ・ 支援区分なし ・ 申請予定 ・ 対象外 (新入生は経済的理由も含む。)
申請区分 2	・ 通年申請 (授業料免除のみ) ・ 前期申請	

< 「学資負担者死亡等枠」の選択肢> → 操作説明は P 1 5 ～

申請区分 1	学資負担者死亡等枠	
	申請詳細	・ 学資負担者死亡 (災害救助法適用) ・ 学資負担者死亡 (災害救助法適用外) ・ 学資負担者行方不明 (災害救助法適用) ・ 風水害罹災 (災害救助法適用外)
申請区分 2	前期申請	

< 「災害枠」(災害救助法適用)の選択肢> → 操作説明は P 1 6 ～

申請区分 1	災害枠 (災害救助法適用)	
	・ 災害 1 (令和 6 年能登半島地震) ・ 災害 2 (令和 5 年台風 13 号に伴う災害) ・ 災害 3 (その他災害) ※該当する災害名がない場合は「その他災害」を選択し、「申請理由」(2/10)に被災した災害名を入力してください。	
	申請詳細	・ 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 半壊、床上浸水 ・ 未定
		罹災証明書発行状況
		・ 申請中 ・ 発行済
申請区分 2	前期申請	

< 「コロナ枠」の選択肢> → 操作説明は P 2 0 ～

申請区分 2	・ 前期申請
--------	--------

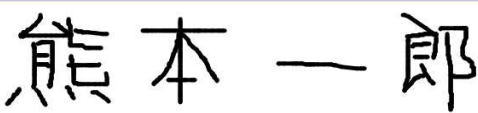
< 「修学支援新制度要件外枠」の選択肢> → 操作説明は P 2 0 ～

申請区分 2	・ 通年申請 ・ 前期申請
--------	--

<申請区分1：大学院在学生「一般枠」の入力画面例>

1/10

申請書（基本情報）の入力(1/10)

学部・大学院	大学院		
研究科・教育部	自然科学	専攻	土木建築学専攻(博士前期課程)
入学年月	2023年04月	入学区分	入学
学年	2年		
氏名	熊本 一郎		
メールアドレス	[REDACTED]		
署名	 ※パソコンではマウス、タブレットやスマートフォンでは指やタッチペンを使用して、本人が署名してください。 署名をやり直す		

[戻る](#) [次へ](#)

2/10

申請書（申請理由）の入力(2/10)

申請理由	父は、衣料品小売業を営営していますが、数年前に自宅近くに大型店が進出したため、売上げ高が減少し、経営不振に陥っている状態です。 私が勉学に忙しくなり、アルバイトをする時間的余裕がありません。また、弟と妹を含めた3人の学費の出費が多く、家計に大きな負担となっています。 以上の理由により、学費の納入が非常に困難なため、授業料の免除を認めていただきますようお願いいたします。 本人が具体的に書くこと（500バイト以内）		
主たる家計支持者が無職・失業の場合	いつから	----年--月	
	生活費の出所		
休学歴	①	期間(開始) 年/月/日 期間(終了) 年/月/日 理由	
	②	期間(開始) 年/月/日 期間(終了) 年/月/日 理由	

[戻る](#) [次へ](#)

3/10

家庭調査票(基本情報)の入力(3/10)

本人情報	フリガナ	クマモ イチロウ
	氏名	熊本 一郎
	年齢	23
	郵便番号	860-0000 郵便番号から住所を取得
	住所	※ハイフン(-)も含めて入力してください。 熊本市中央区黒髪3丁目〇-〇
	マンション・アパート等	
	電話番号	090-0000-0000 ※ハイフン(-)も含めて入力してください。
家族情報	郵便番号	866-0000 郵便番号から住所を取得
	住所	※ハイフン(-)も含めて入力してください。 八代市〇〇町〇〇
	マンション・アパート等	
	電話番号	0965-00-0000 ※ハイフン(-)も含めて入力してください。

[戻る](#) [次へ](#)

4/10

家庭調査票（就学者を除く）の入力(4/10)

※就学者を除く家族を入力してください。
※本人が主たる家計支持者の場合は当該欄に○を選択してください。

続柄	同居別居	主たる家計支持者	氏名	年齢	現在の職業
本人		▼			
父	同居	▼	熊本 太郎	56	衣料品小売業
母	同居	▼	熊本 香子	54	農業
姉	同居	▼	熊本 夏子	28	会社員
祖父	同居	▼	熊本 秋夫	79	専従者
祖母	同居	▼	熊本 冬子	77	なし
		▼			
		▼			

同居別居は家族住所での同居別居です。

戻る 次へ

※「同居・別居」は家族住所での同居・別居です。

5/10

家庭調査票（就学者等）の入力(5/10)

本人

通学区分 自宅外 ▼ 日本学生支援機構奨学金 当年度受給状況 併用 ▼

前年度奨学金受給状況（月額）
日本学生支援機構以外の給付奨学金（卒業後返還しなくてよい奨学金）のみ入力。
貸与奨学金（卒業後返還を要する奨学金）については入力しない。

奨学金名	清水育英会奨学金	奨学金月額(千円)	50
奨学金名2	G7奨学金	奨学金月額(千円)2	100

就学者を入力

続柄	同居別居	設置区分	学校区分	通学区分	前年度状況(国立学校の就学者のみ入力)	
氏名		学校名	学年		授業料免除(前期) 授業料免除(後期)	授業料 年額 (千円)
弟	別居	国立	大学	自宅外	無	536
大地		熊本大学工学部	2		2/3・半額・1/3	
妹	別居	私立	専修学校(専門課程)	自宅外		
千春		医療ビジネス専門学校	2			
妹	同居	公立	中学校	自宅		
千夏		〇〇〇中学校	3			

戻る 次へ

※授業料免除状況は、国立学校の就学者のみ入力です。

6/10

家庭調査票（特別控除）の入力(6/10)

該当しない場合は「次へ」進んでください。

母子父子世帯	母	(死別/生別)		(	yyyy	年	mm	月)
	父	(死別/生別)		(	yyyy	年	mm	月)
障害者のいる世帯	①	続柄	祖父					
		障害者区分	障害者	手帳の有無	有			
		介護区分	要支援1					
	②	続柄	祖母					
		障害者区分	障害者	手帳の有無	有			
		介護区分	要介護2					
長期療養者のいる世帯	①	続柄	祖母	療養期間	2021	年	8	月から
		入通区分	入院	1ヶ月当たり療養費(千円)	10			
	②	続柄		療養期間	yyyy	年	mm	月から
		入通区分		1ヶ月当たり療養費(千円)				
主たる家計支持者の別居	1ヶ月当たり住居・光熱費等(千円)							
災害・風水害・盗難等の 災害を受けた世帯	被害内容							
	被害額(千円)							

戻る

次へ

7/10

アルバイト収入状況の入力(7/10)

アルバイトは TA, RA, COE を含みます。

2023(令和5)年1月～2023(令和5)年12月の間に(実績)

アルバイトを した

アルバイト先	内容	平均月額	受給総額(千円)	支払を受けた期間	
〇〇塾〇〇教室	講師	29670	356	2023/01/01	2023/12/31
				年/月/日	年/月/日
				年/月/日	年/月/日
				年/月/日	年/月/日
				年/月/日	年/月/日
計			356		

2024(令和6)年1月～2024(令和6)年12月の間に(予定)

アルバイトを していない・しない予定

アルバイトをしている・する予定の場合はその状況・その予定を入力してください。
アルバイト先等が決まっていない場合は、「未定」と入力してください。

アルバイト先	内容	平均月額	受給総額(千円)	支払を受ける期間	
				年/月/日	年/月/日

8/10

奨学金受給状況の入力(8/10)

給付奨学金とは卒業後返還しなくてよい奨学金です。
貸与奨学金とは卒業後返還を要する奨学金です。

2023(令和5)年4月～2024(令和6)年3月までの給付奨学金の受給状況

受給の有無		有				
		※日本学生支援機構関係は入力不要				
奨学金名	月額(円)	受給期間			受給月数 (ヶ月分)	年額(円)
清水育英会奨学金	50000	2023年04月	10	～ 2024年03月	12	600000
G7奨学金	100000	2023年04月	10	～ 2024年03月	12	1200000

2024(令和6)年4月～2025(令和7)年3月までの日本学生支援機構奨学金の受給予定

貸与型奨学金の受給の有無		有					
日本学生支援機構 奨学金受給状況							
区分	月額(円)	受給期間			受給月数 (ヶ月分)	年額(円)	
第一種	50000	2024年04月	㊦	～ 2025年03月	㊦	12	600000
第二種	50000	2024年04月	㊦	～ 2025年03月	㊦	12	600000

戻る

次へ

- ・上段の給付奨学金の受給状況は、新入生は入力不要です。在学生のうち、受給者は奨学生の決定通知書を添付してください。
- ・下段の日本学生支援機構奨学金の受給予定「給付奨学生又は採用候補者ですか？」は、学部学生のみ対象です。大学院生は回答不要です。
- ・下段の日本学生支援機構奨学金の貸与型奨学金の受給予定は、継続しているもの、決定・内定（予約採用）しているもののみ入力してください。前年度と金額等に変更がない場合も入力してください。

○入力内容確認

入力情報を確認してください。修正があれば、「戻る」ボタンで戻って修正をしてください。
確認後、「確定」を押してください。

9/10

入力内容確認(9/10)	
申請の種類	
日本人・留学生区分	日本人学生
入学料申請	非該当
授業料申請	免除申請
申請区分1	一般枠
申請区分2	通年申請
本人基本情報	
学部・大学院	大学院
研究科・教育部	自然科学
専攻	土木建築学専攻(博士前期課程)
入学年月	2023年04月
入学区分	入学
学年	2年
氏名	熊本 一郎
メールアドレス	
申請理由	
申請理由	父は衣料品小売業を営業していますが、数年前に自宅近くに大型店が進出したため、売上高が減少し、経営不振に陥っている状態です。 私が勉学に忙しくなり、アルバイトをする時間的余裕がありません。また、弟と妹を含めた3人の学費の出費が多く、家計に大きな負担となっています。 以上の理由により、学費の納入が非常に困難なため、授業料の免除を認めていただきますようお願いいたします。

～ 省 略 ～

2023(令和5)年1月～2023(令和5)年12月の間に(実績)				
アルバイトを ☒ した				
アルバイト先	内容	平均月額	受給総額(千円)	支払を受けた期間
〇〇塾〇〇教室	講師	29670	356	2023-01-01 ～ 2023-12-31
2024(令和6)年1月～2024(令和6)年12月の間に(予定)				
アルバイトを ☐ していない・しない予定				
2023(令和5)年4月～2024(令和6)年3月までの給付奨学金の受給状況				
受給の有無 ☐ 無				
2024(令和6)年4月～2025(令和7)年3月までの日本学生支援機構奨学金の受給予定				
貸与型奨学金の受給の有無 ☒ 有				
区分	月額(円)	受給期間	受給月数(ヶ月分)	年額(円)
第一種	50000	2024年04月 ～ 2025年03月	12	600000
第二種	50000	2024年04月 ～ 2025年03月	12	600000
確定すると確認メールが送信されます。 申請期間中は申請情報は更新できます。				
戻る <input checked="" type="button" value="確定"/>				

確定すると gag-jumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp からメールが送信されます

(次ページ※1参照)。

1年間保存し、申請内容を後日確認できるようにしてください。(メールは、P. 14の「必要書類の印刷(10/10)」を行い、ログアウト後に確認してください。)

ログアウトせずに、下の「インターネット登録完了」画面下の「必要書類の印刷へ」をクリックして進んでください。もしログアウトした場合は、再ログインし、必要書類の印刷（10/10）まで進み、印刷してください。

インターネット登録完了

申請情報の登録が完了しました。

※「XXXXXXXXXX」宛てにインターネット申請情報登録完了メールをお送りしました。
 ※送信されたメールには、申請登録内容が記載されているため1年間保存してください。

次にログアウトせずに、下の「必要書類の印刷へ」をクリックして進めてください。
 なお、メールは必要書類の印刷を行い、ログアウト後に確認してください。

戻る
必要書類の印刷へ

※ 1

インターネット申請登録完了

G

申請情報の登録が完了しました。

【学籍番号または受験番号】XXXXXXXXXX

【氏名】熊本 一郎

【入学科申請】非該当

【授業料申請】免除申請

【申請区分1】一般枠

【申請区分2】通年申請

【申請完了日時】XXXXXXXXXX

※このメールは、申請登録内容が記載されているため1年間保存してください。

入学科・授業料免除申請システムURL
<https://admission.kumamoto-u.ac.jp/jumen/>

○必要書類の印刷

◆注意◆ 申請システムは1次申請期間内しかログインできません。1次申請期間内に必ず印刷してください。なお、一定時間経過するとセッションが切れて入力内容が申請書等の様式に反映されませんので、再度ログインして印刷してください。

- ・必要な書類を「印刷」ボタンで出力してください。終わったら「画面右上からログアウト」してください。
- ・「2. 授業料免除連絡票」は全員提出してください。（タイトルが授業料免除連絡票となっていますが、入学料・徴収猶予の方も提出してください。）
- ・申請手続は期限までに必要書類を提出（2次申請）することで完了します。
- ・1次申請期間中は、再ログインにより申請情報を更新できます。更新した場合は再度印刷してください。

10/10

必要書類の印刷(10/10)

- ① 必要な印刷物を「印刷」ボタンで出力してください。終わったら「画面右上からログアウト」してください。
- ② 「2.授業料免除連絡票」は全員が提出してください。（タイトルが授業料免除連絡票となっていますが、入学料・徴収猶予、災害枠の方も提出してください。）
- ③ 申請手続は期限までに必要書類を提出（2次申請）することで完了します。
- ④ 申請期間中は、再ログインにより申請情報を更新できます。

申請期間内のみ印刷可能です。必要な方は申請期間中に印刷してください。

申請者全員が提出する書類		
1.申請書(入学料免除・徴収猶予、授業料免除)		印刷
2.授業料免除連絡票	(様式1)	印刷
3.アルバイト収入状況申告書	(様式2)	印刷
4.奨学金受給状況申告書	(様式3)	印刷
5.市区町村発行の最新の所得課税証明書（原本）1人1枚（世帯毎ではありません） ※市県民税等まで証明されたもの（非課税の場合も必要） ※各市区町村で証明書の名称が異なりますので、市区町村でお尋ねください。		
該当者が提出する書類		
給与・所得関係		
令和4年分源泉徴収票（写）（貼付台紙）	(様式4)	印刷
給与支給（見込）証明書	(様式5)	印刷
令和4年分確定申告書(写)(第一表、第二表、あれば第三表)		
令和5年度市(町)県民税申告書等（写）		
年金受給状況申告書	※(様式14)	印刷
最新の年金振込通知書(写)・年金改定通知書(写)・年金の源泉徴収票(写)		
退職及び退職金支給証明書	(様式6)	印刷
退職日が確認できる離職票・退職金源泉徴収票など（写）		
雇用保険受給資格者証（第1面～第4面）（写）		
休職証明書・傷病手当金通知書など（写）		
育児休業手当・育児休業給付金受給資格者証（写）		
児童手当等支払通知書（写）または受給金額がわかるもの（写）		
最新の児童扶養手当証書（写）など受給金額がわかるもの		
生活保護受給申告書	(様式15)	印刷
最新の保護決定通知（写）（受給金額がわかるもの）		
申告書（無収入などを申告書に記入）	(様式8)	印刷
就労に関する申告書	(様式8の2)	印刷
日本学術振興会特別研究員採用決定通知書（写）		
特別控除関係		
母子・父子世帯申告書	(様式9)	印刷
在学状況及び授業料免除状況証明書	※(様式7)	印刷
身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証など（写）		
長期療養証明書	※(様式11)	印刷
単身赴任証明書	※(様式12)	印刷
単身赴任等に係る支出状況申告書	(様式13)	印刷
学費負担者の死亡が確認できる書類（写）		
独立生計者		
独立生計者申告書	※(様式10)	印刷
本人又は配偶者が筆頭の健康保険者証（写）		
父母等との別居が確認できるもの		
本人（配偶者も）の所得に関する証明書、源泉徴収票（写）又は確定申告書（写）		
該当者		
奨学生の決定通知書（写）（新入生を除く。）		

「※」がついている様式は、両面印刷推奨

画面右上からログアウト

< 申請区分 1 : 「学資負担者死亡等枠」 の入力画面例 >

申請の種類	
日本人・留学生区分	日本人学生
入学料申請	併願（免除申請 + 徴収猶予（納付延期）申請） ※入学料免除申請をする場合は、徴収猶予（納付延期）申請も併願することをおすすめします。 ※申請しない場合は「非該当」を選択 ※進学者選考合格者は入学料申請の必要はありませんので、「非該当」表示となります。
授業料申請	免除申請 ※徴収猶予（納付延期）申請及び分納申請は所属学部等の教務担当にご相談ください。 ※申請しない場合は「非該当」を選択
申請区分 1	学資負担者死亡等枠 一般枠以外での申請対象は、以下のとおりです。 詳細は「授業料免除申請のしおり」で確認してください。 ○ 学資負担者死亡等枠 ① 免除申請 6 ヶ月以内（新入生は入学前 1 年以内）に、学資負担者が死亡又は風水害等の災害（災害救助法適用外）を受けたことにより授業料の納付が著しく困難な者 ② 災害発生後 1 年以内の災害において、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、学資負担者が死亡（行方不明を含む）したことにより授業料の納付が著しく困難な者 ※私費留学生は学生本人（又はその配偶者）が学資負担者となります。 ○ 災害枠（災害救助法適用）：災害発生後 1 年以内の災害において、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、学資負担者の家屋が公的機関発行の罹災証明書により被災（全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水）したことを証明された者 ○ コロナ枠：新型コロナウイルス感染症の拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受給した者又は新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が 1/2 以下になったことにより授業料の納付が著しく困難な者 ○ 修学支援新制度要件外枠：日本人学部学生で修学支援新制度の認定要件外となっている者のうち高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から大学に入学した日までの期間が 2 年を超えている者（多浪生） 申請詳細 学資負担者死亡（災害救助法適用外）
申請区分 2	前期申請

◀ 戻る
次へ ▶

※ 次の参考画面 1/10～10/10（P. 8～P. 14 参照）

<申請区分1：「災害枠」の入力画面例>

申請の種類							
日本人・留学生区分	日本人学生						
入学科申請	非該当 ※入学科免除申請をする場合は、徴収猶予（納付延期）申請も併願することをおすすめします。 ※申請しない場合は「非該当」を選択 ※進学者選考合格者は入学科申請の必要はありませんので、「非該当」表示となります。						
授業料申請	免除申請 ※徴収猶予（納付延期）申請及び分納申請は所属学部等の教務担当にご相談ください。 ※申請しない場合は「非該当」を選択						
申請区分1	災害枠(災害救助法適用) 一般枠以外での申請対象は、以下のとおりです。 詳細は「授業料免除申請のしおり」で確認してください。 ○ 学資負担者死亡等枠 ① 免除申請 6ヶ月以内（新生は入学前1年以内）に、学資負担者が死亡又は風水害等の災害（災害救助法適用外）を受けたことにより授業料の納付が著しく困難な者 ② 災害発生後1年以内の災害において、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、学資負担者が死亡（行方不明を含む）したことにより授業料の納付が著しく困難な者 ※私費留学生は学生本人（又はその配偶者）が学資負担者となります。 ○ 災害枠（災害救助法適用）：災害発生後1年以内の災害において、学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、学資負担者の家屋が公的機関発行の罹災証明書により被災（全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水）したことを証明された者 ○ コロナ枠：新型コロナウイルス感染症の拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受給した者又は新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が1/2以下になったことにより授業料の納付が著しく困難な者 ○ 修学支援新制度要件外枠：日本人学部学生で修学支援新制度の認定要件外となっている者のうち高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から大学に入学した日までの期間が2年を超えている者（多浪生） <table border="1"> <tr> <td>災害</td> <td>その他災害</td> </tr> <tr> <td>申請詳細</td> <td>全壊</td> </tr> <tr> <td>罹災証明書発行状況</td> <td>発行済</td> </tr> </table>	災害	その他災害	申請詳細	全壊	罹災証明書発行状況	発行済
災害	その他災害						
申請詳細	全壊						
罹災証明書発行状況	発行済						
申請区分2	前期申請						

[戻る](#)
[次へ](#)

災害枠の申請詳細

全壊、大規模半壊の場合	→ 1/4 ～ 4/4	（次ページ参照）
半壊、床上浸水の場合	→ 1/10 ～ 10/10	
未定の場合		

（参考画面はP. 8～P. 14参照）

1/4

申請書（基本情報）の入力(1/4)

学部・大学院	大学院		
研究科・教育部	自然科学	専攻	土木建築学専攻(博士前期課程)
フリガナ	クマモト イチロウ		
氏名	熊本 一郎		
郵便番号	860-0000	郵便番号から住所を取得	
	※ハイフン(-)も含めて入力してください。		
住所	熊本市中央区黒髪3丁目〇-〇		
マンション等			
電話番号	090-0000-0000		
	※ハイフン(-)も含めて入力してください。		
メールアドレス	[REDACTED]		
学費負担者			
氏名	熊本 太郎		
郵便番号	866-0000	郵便番号から住所を取得	
	※ハイフン(-)も含めて入力してください。		
住所	八代市〇〇〇〇〇		
マンション等			
電話番号	0965-00-0000		
	※ハイフン(-)も含めて入力してください。		

署名	
	※/パソコンではマウス、タブレットやスマートフォンでは指やタッチペンを使用して、本人が署名してください。
	署名をやり直す

戻る

次へ

2/4

申請書（申請理由）の入力(2/4)

申請理由	〇〇〇〇〇〇〇〇〇の災害により、実家住居の裏山が崖崩れを起こし、家屋が全壊しました。まだ復旧作業も終わっておらず、家族は親戚の家に身を寄せて暮らしています。 父の衣料品店は床下浸水で済んだため何とか営業を再開しましたが、母と祖父が従事している農業は、トマト畑が甚大な被害にあい、今後の見通しがたちません。自宅の再建も全く目途が立たない状況です。 以上の理由により、学費の納入が非常に困難なため、授業料の免除を認めていただきますようお願いいたします。 本人が具体的に書くこと（500バイト以内）				
主たる家計支持者が無職・失業の場合	いつから	----年--月			
	生活費の出所				
休学歴	①	期間(開始)	yyyy/mm/dd	期間(終了)	yyyy/mm/dd
		理由			
	②	期間(開始)	yyyy/mm/dd	期間(終了)	yyyy/mm/dd
		理由			

戻る

次へ

※「申請理由」に被災した災害名を入力してください。

3/4

入力内容確認(3/4)

申請の種類	
日本人・留学生区分	日本人学生
入学料申請	非該当
授業料申請	免除申請
申請区分 1	災害枠(災害救助法適用)
災害	その他災害
申請詳細	全壊
罹災証明書発行状況	発行済
申請区分 2	前期申請

本人基本情報	
学部・大学院	大学院
研究科・教育部	自然科学
専攻	土木建築学専攻(博士前期課程)
フリガナ	クマモト イチロウ
氏名	熊本 一郎
郵便番号	860-0000
住所	熊本市中央区黒髪3丁目〇-〇
マンション等	
電話番号	090-0000-0000
メールアドレス	

学費負担者	
氏名	熊本 太郎
郵便番号	866-0000
住所	八代市〇〇〇〇〇
マンション等	
電話番号	0965-00-0000

申請理由	
申請理由	〇〇〇〇〇〇〇〇〇の災害により、実家住居の裏山が崖崩れを起こし、家屋が全壊しました。まだ復旧作業も終わっておらず、家族は親戚の家に身を寄せて暮らしています。 父の衣料品店は床下浸水で済んだため何とか営業を再開しましたが、母と祖父が従事している農業は、トマト畑が甚大な被害にあい、今後の見通しがたちません。自宅の再建も全く目途が立たない状況です。 以上の理由により、学費の納入が非常に困難なため、授業料の免除を認めていただきますようお願いいたします。

確定すると確認メールが送信されます。
申請期間中は申請情報は更新できます。

インターネット登録完了

申請情報の登録が完了しました。	
※ XXXXXXXXXX 宛てにインターネット申請情報登録完了メールをお送りしました。 ※送信されたメールには、申請登録内容が記載されているため1年間保存してください。 次にログアウトせずに、下の「必要書類の印刷へ」をクリックして進めてください。 なお、メールは必要書類の印刷を行い、ログアウト後に確認してください。	

◆注意◆ 申請システムは1次申請期間内しかログインできません。1次申請期間内に必ず印刷してください。なお、一定時間経過するとセッションが切れて入力内容が申請書等の様式に反映されませんので、再度ログインして印刷してください。

4/4

必要書類の印刷(4/4)

- ① 必要な印刷物を「印刷」ボタンで出力してください。終わったら「画面右上からログアウト」してください。
- ② 「2.授業料免除連絡票」は全員が提出してください。（タイトルが授業料免除連絡票となっていますが、入学料・徴収猶予、災害枠の方も提出してください。）
- ③ 申請手続は期限までに必要書類を提出（2次申請）することで完了します。
- ④ 申請期間中は、再ログインにより申請情報を更新できます。

申請期間内のみ印刷可能です。必要な方は申請期間中に印刷してください。

申請者全員が提出する書類

1.申請書(入学料免除・徴収猶予、授業料免除)		印刷
2.授業料免除連絡票	(様式1)	印刷
3.アルバイト収入状況申立書	(様式2)	印刷
4.奨学金受給状況申告書	(様式3)	印刷
5.市区町村発行の最新の所得課税証明書（原本）1人1枚（世帯毎ではありません） ※市県民税等まで証明されたもの（非課税の場合も必要） ※各市区町村で証明書の名称が異なりますので、市区町村でお尋ねください。		

該当者が提出する書類

給与・所得関係		
令和4年分源泉徴収票（写）（貼付台紙）	(様式4)	印刷
給与支給（見込）証明書	(様式5)	印刷
令和4年分確定申告書(写)(第一表、第二表、あれば第三表)		
令和5年度 市(町)県民税申告書等（写）		
年金受給状況申告書	※ (様式14)	印刷
最新の年金振込通知書(写)・年金改定通知書(写)・年金の源泉徴収票(写)		
退職及び退職金支給証明書	(様式6)	印刷
退職日が確認できる離職票・退職金源泉徴収票など（写）		
雇用保険受給資格者証（第1面～第4面）（写）		
休職証明書・傷病手当金通知書など（写）		
育児休業手当・育児休業給付金受給資格者証（写）		
児童手当等支払通知書（写）または受給金額がわかるもの（写）		
最新の児童扶養手当証書（写）など受給金額がわかるもの		
生活保護受給申立書	(様式15)	印刷
最新の保護決定通知（写）（受給金額がわかるもの）		
申立書（無収入などを申立書に記入）	(様式8)	印刷
就労に関する申立書	(様式8の2)	印刷
日本学術振興会特別研究員採用決定通知書（写）		

特別控除関係		
母子・父子世帯申立書	(様式9)	印刷
在学状況及び授業料免除状況証明書	※ (様式7)	印刷
身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証など（写）		
長期療養証明書	※ (様式11)	印刷
単身赴任証明書	※ (様式12)	印刷
単身赴任等に係る支出状況申告書	(様式13)	印刷
学資負担者の死亡が確認できる書類（写）		

独立生計者		
独立生計者申立書	※ (様式10)	印刷
本人又は配偶者が筆頭健康保険者証（写）		
父母等との別居が確認できるもの		
本人（配偶者も）の所得に関する証明書、源泉徴収票（写）又は確定申告書（写）		

該当者		
奨学生の決定通知書（写）（新入生を除く。）		

「※」がついている様式は、両面印刷推奨

画面右上からログアウト

<申請区分1：「コロナ枠」の入力画面例>

申請の種類	
日本人・留学生区分	日本人学生
入学科申請	非該当 ※入学科免除申請をする場合は、徴収猶予（納付延期）申請も併願することをおすすめします。 ※申請しない場合は「非該当」を選択 ※進学者選考合格者は入学科申請の必要はありませんので、「非該当」表示となります。
授業料申請	免除申請 ※徴収猶予（納付延期）申請及び分納申請は所属学部等の教務担当にご相談ください。 ※申請しない場合は「非該当」を選択
申請区分1	コロナ枠 一般枠以外での申請対象は、以下のとおりです。 詳細は「授業料免除申請のしおり」で確認してください。 ○ 学費負担者死亡等枠 ① 免除申請6ヶ月以内（新入生は入学前1年以内）に、学費負担者が死亡又は風水害等の災害（災害救助法適用外）を受けたことにより授業料の納付が著しく困難な者 ② 災害発生後1年以内の災害において、学費負担者が災害救助法適用地域に居住し、学費負担者が死亡（行方不明を含む）したことにより授業料の納付が著しく困難な者 ※私費留学生は学生本人（又はその配偶者）が学費負担者となります。 ○ 災害枠（災害救助法適用）：災害発生後1年以内の災害において、学費負担者が災害救助法適用地域に居住し、学費負担者の家屋が公的機関発行の罹災証明書により被災（全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水）したことを証明された者 ○ コロナ枠：新型コロナウイルス感染症の拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受給した者又は新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が1/2以下になったことにより授業料の納付が著しく困難な者 ○ 修学支援新制度要件外枠：日本人学部学生で修学支援新制度の認定要件外となっている者のうち高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から大学に入学した日までの期間が2年を超えている者（多浪生）
申請区分2	前期申請

※ 次の参考画面 1/10～10/10（P. 8～P. 14 参照）

※ <申請区分1：「修学支援新制度要件外枠」の入力画面例>

申請の種類	
日本人・留学生区分	日本人学生
入学科申請	非該当 ※入学科免除申請をする場合は、徴収猶予（納付延期）申請も併願することをおすすめします。 ※申請しない場合は「非該当」を選択 ※進学者選考合格者は入学科申請の必要はありませんので、「非該当」表示となります。
授業料申請	免除申請 ※徴収猶予（納付延期）申請及び分納申請は所属学部等の教務担当にご相談ください。 ※申請しない場合は「非該当」を選択
申請区分1	修学支援新制度要件外枠 一般枠以外での申請対象は、以下のとおりです。 詳細は「授業料免除申請のしおり」で確認してください。 ○ 学費負担者死亡等枠 ① 免除申請6ヶ月以内（新入生は入学前1年以内）に、学費負担者が死亡又は風水害等の災害（災害救助法適用外）を受けたことにより授業料の納付が著しく困難な者 ② 災害発生後1年以内の災害において、学費負担者が災害救助法適用地域に居住し、学費負担者が死亡（行方不明を含む）したことにより授業料の納付が著しく困難な者 ※私費留学生は学生本人（又はその配偶者）が学費負担者となります。 ○ 災害枠（災害救助法適用）：災害発生後1年以内の災害において、学費負担者が災害救助法適用地域に居住し、学費負担者の家屋が公的機関発行の罹災証明書により被災（全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水）したことを証明された者 ○ コロナ枠：新型コロナウイルス感染症の拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受給した者又は新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が1/2以下になったことにより授業料の納付が著しく困難な者 ○ 修学支援新制度要件外枠：日本人学部学生で修学支援新制度の認定要件外となっている者のうち高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から大学に入学した日までの期間が2年を超えている者（多浪生） 修学支援区分 支援区分あり(I・II・III)
申請区分2	通年申請

※ 次の参考画面 1/10～10/10（P. 8～P. 14 参照）